

○農林水産省告示第一二千三百一号
肉用子牛生産安定等特別措置法
成三十年七月一日から同年九月三

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成三十年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

農林水産省告示第二千三百二号		農林水産大臣 吉川 貴盛	
改	正	改	正
第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。
2 前項の対象農産物等に係る販売金額は、 保険資格者の規則第百八十三条第一項の期 間における損益計算書の販売金額（法人に あつては、損益計算書の商品製品等売上高） のうち対象農産物等に係る金額とし、当該 期間における次に掲げる金額を含め、保険 資格者以外の者が生産した対象農産物等に 係る販売金額その他の対象農産物等に係る 販売金額から除くことが適当と認められる 金額を含めないものとする。	2 前項の対象農産物等に係る販売金額は、 保険資格者の規則第百八十三条第一項の期 間における損益計算書の販売金額（法人に あつては、損益計算書の商品製品等売上高） のうち対象農産物等に係る金額とし、当該 期間における次に掲げる金額を含め、保険 資格者以外の者が生産した対象農産物等に 係る販売金額その他の対象農産物等に係る 販売金額から除くことが適当と認められる 金額を含めないものとする。	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。
1 (略)	1 (略)	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。
三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三 十六年法律第百八十三号）第四条各号の 生産者補給交付金又は生産者補給金及び 同法第十四条の集送乳調整金	三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三 十六年法律第百八十三号）第十一一条各号 の生産者補給交付金又は生産者補給金及 び同法第二十二条の集送乳調整金	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。
四・五 (略)	四・五 (略)	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。
3 (略)	3 (略)	第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。	農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。

第二 農業経営収入保険損害認定準則の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

		1・2 (略)	改 後
		3 前項の対象農産物等に係る販売金額は、被保険者の保険期間における損益計算書の販売金額（法人にあつては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、被保険者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。	
	一・二 (略)	3 前項の対象農産物等に係る販売金額は、被保険者の保険期間における損益計算書の販売金額（法人にあつては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、被保険者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。	1・2 (略)
	附 則	三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金	改 正
	四・五 (略)	三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十二条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第二十二条の集送乳調整金	前
	4・8 (略)	四・五 (略)	
	平成三十年十月十九日	一・二 (略)	
○特許庁告示第八号	この告示は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力生ずる日から施行する。	三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十二条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第二十二条の集送乳調整金	
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。	特許庁長官 宗像 直子	四・五 (略)	
第一九号	登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第二〇号		株式会社 みらい知的財産技術研究所	東京都新宿区四谷本塩町4番41号
第三五号			住友生命四谷ビル3F・8F・B2F
第四三号			
第五一号			